

選手村木材調達の環境NGOへの回答について

- 選手村の住宅棟については、都が協定を締結した民間事業者により整備を進めている。大会後は民間住宅となる建物等を大会時には選手用の宿泊施設として使用するものである。
- 都では、都が整備する大会競技施設については、組織委員会が策定した「持続可能性に配慮した木材の調達基準」を尊重した木材調達を行うこととしているが、選手村は、民間事業者による整備であるため、この対応の対象外となっている。
- 民間事業者の選定にあたり提出された応募図書には、「森林認証木材の利用推進について、可能な範囲で配慮した調達計画とする」と記載されており、これを踏まえて民間事業者は、大会後の住宅の内装仕上げ材を森林認証木材とする予定としていた。
- 今回のご意見を受け、民間事業者にコンクリート型枠用合板の使用状況を確認したところ、全てグリーン購入法(林野庁のガイドライン)に準拠し合法性が証明された木材を使用することとしているが、森林認証木材ではないとのことであった。
- コンクリート型枠は全て契約済みで、現場にも一部搬入済みである状況を踏まえ、契約のやり直しなど困難な課題はあるが、できる限りの対応を民間事業者とともに検討を行った。
- その結果、現場に搬入済みのものは使用するが、これから納入手配を行うものについては、森林認証木材に振り替える対応を行うことにした。また、納入手配済みであるものの、現場に未搬入のものについても、極力、森林認証木材に振り替える対応を行うよう民間事業者に要請していく。